

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03193

研究課題名(和文) 国際海事仲裁を通じた海事法 (lex maritima) の形成

研究課題名(英文) The Creation of Lex Maritima through International Maritime Arbitration

## 研究代表者

藤田 友敬 (FUJITA, TOMOTAKA)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：80209064

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際海事仲裁を通じて各国国内法とは異なった独自の国際的な海事法規範 (lex maritima) が形成されているという可能性に着目し、国際海事仲裁が有する独自の法形成機能の存在について具体的に検証し、その根拠と限界を理論的に明らかにすることによって、国際的な海事法の形成・統一において国際的海事仲裁が果たしうる機能を明らかにすることを目的とするものである。そのような検討を通じて、国際的な法形成・法統一に関する理論研究と仲裁法に関する理論的研究との間にまたがる新たな研究領域が存在することを明らかにする。

研究成果の概要(英文)：International maritime norms (lex maritima) which differ from ordinary domestic legal rules may possibly created through international maritime arbitration. Focusing on the unique formation of norms, this research (1) examines the function of international maritime arbitration in creating lex maritima based on the specific examples of maritime arbitration and (2) identifies the cause and limit of such norm creation. Such analysis shows the role and the function of international maritime arbitration in creating and harmonizing the international maritime rules. The research will demonstrate the existence of new research field between the theoretical study of international rule creation and harmonization and international arbitration law.

研究分野：商法

キーワード：海事仲裁 海事法 法統一

## 1. 研究開始当初の背景

海事法の領域では、国際的な紛争解決が裁判所ではなく、仲裁機関に持ち込まれることが非常に多い。裁判における解決と比べて、専門的な知識を持つ海事仲裁人が行い、費用・時間面で訴訟に勝ることが主たる要因であるとされる。

現代の国際商事仲裁は、かつてのような「善と衡平」による解決ではなく、あくまで法を適用して行われる(UNCITRAL 仲裁モデル法 28 条 1 項は「仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用すべく選択した法の規範に従って紛争を解決しなければならない」と述べる)。しかし、現実の海事仲裁判断を見る限り、海事仲裁においてなされる解決が、常に準拠法とされた各国の海事事実法の適用結果と同じかという点には、少なからず疑問がある。国際海事仲裁の紛争解決規範と海事に関する裁判規範の乖離が見られる状態で、紛争当事者の多くが、国際的な評価の高いいくつかの海事仲裁機関による紛争解決を志向した場合、国内裁判規範とは異なる法秩序(いわば国際的に受容された独自の海事法規範(lex maritima))が形成されてゆく可能性がある。

国際海事仲裁が海事法の国際的な形成や法統一に大きく貢献しており、海事仲裁人自身そのことを自覚し行動しているにもかかわらず、そのような現象について、理論的に分析し、その正当性や限界を議論する研究は、外国においてわずかに見られる例外を除き皆無であり、とりわけ国内においては、このような問題関心自体が希薄である。仲裁法あるいは海事仲裁をめぐる研究の蓄積が豊富にあり、また国際的法統一に関しても研究が盛んな中で、このような大きなギャップがあることは奇異に感じられる。

以上が本研究を計画した当初の状況であり、国際海事仲裁が果たす法形成機能を学問的に正当に評価・検証し、国際的法統一にかかる理論と仲裁法の理論との間の架橋を図ることが、本研究を計画した動機である。

## 2. 研究の目的

本研究は国際海事仲裁が果たしうる法創造機能に着目し既存の法規範を裁判所より安価に実現しているというにとどまらず、独自の法形成機能を有しており、各国国内法とは異なった独自の国際的な海事法規範(lex maritima)の創出に寄与しているのではないかという作業仮説に基づき、その検証と理論的な基礎付けを行うことを目指すものである。

具体的には、研究期間内に以下の諸点を明らかにする。

(1) 海事仲裁規範の独自性の検証  
まず国際海事仲裁において、現実に用いられる紛争解決規範は、各国国内法における海事事実法の諸ルールとどのような乖離が見られるのかを明らかにする(判決とは異なり、

仲裁判断は必ずしもすべてが公開されていないわけではないものの、近時は各国の海事仲裁機関における情報公開が進んでいるため、これが可能となった)。従来断片的には、裁判規範と仲裁判断とのズレが指摘されることはあったが、できる限り体系的にその検証を行う。

(2) 海事仲裁規範形成の理論的基礎の検討  
次に、国内法における海事事実法の諸ルールと仲裁規範との乖離が確認された場合、そのような乖離が生ずる要因とその正当性、すなわち国内的法規範と異なる独自の海事仲裁規範が形成される理由とその正当性に関する理論的な検討を行う。たとえば、海事仲裁人の有する海運実務に関する専門的知識や経験が、裁判規範からの離脱を説明・正当化するのか、仲裁をめぐる手続的なルールによって乖離が説明あるいは正当化されるのかといった点を解明することが課題となる。

(3) 海事仲裁の独自性  
最後に、(1)で述べた現象及び(2)で検討した理論的基礎が、果たして海事仲裁に固有のものか、それとも他の紛争類型における仲裁にも妥当しうるものか検討する。

## 3. 研究の方法

本研究は、国際海事仲裁における紛争解決規範と海事をめぐる国内裁判規範との乖離を具体的かつ実証的に明らかにするという作業と、発見された乖離について、その理由を理論的に検討し、その意義と限界を明らかにするという理論分析の2つに大きく分かれて実施した。

まず適切な紛争領域・事項を限定し、の作業を進め、それがある程度進んだ段階で行った。各その進捗状況を踏まえ、さらに別の適切な紛争領域・事項についての作業を行い、それまでに検討された紛争領域・事項と合わせた実例について、の作業を行うという作業を繰り返し、徐々により広範囲の実体解明とより一般性の高い理論へと研究を深化させていくというプロセスをとった。なお検討対象となる紛争領域・事項の設定については、検討の結果、資料の入手が困難等のため、断念せざるを得なかったものも存在する。

## 4. 研究成果

下記のいくつかの論点について、ロンドン・ニューヨークにおける仲裁とイギリス判例法・アメリカ判例法を比較することにより、海事仲裁による国際的な海事法規範(lex maritima)の形成の実態を調査した。

(1) 運送人名が明記されていない船荷証券における運送人の特定に関する基準(海上運送)  
この領域に関する限り、海事仲裁の規範と裁判規範との乖離はほとんど見られなかった(ただし、サンプル数が少なかつたため、どこまで信頼できるかという問題はある)。

(2)責任制限阻却事由(船主責任制限法) 抽象的な規範としては、海事仲裁と裁判との間の乖離は存在しない。ただし一般的傾向としては、海事仲裁の方が、主観的要件の認定の際の経験則の援用が多いように思われる(ただし、事実認定であるので、確実な断定は難しい)。

(3)保証渡しをめぐる法律関係(海上運送法) ここでは抽象的な規範についても、事案の当てはめにおいても、海事仲裁と裁判との間の乖離は存在しない。

(4)傭船契約における FIO 条項(海上運送法) ここでは抽象的な規範についても、事案の当てはめにおいても、海事仲裁と裁判との間の乖離は存在しない。

(5)救助報酬の算定(海難救助法) ここでは抽象的な規範は、非常に曖昧で、仲裁人・裁判官の裁量に委ねられる。海事仲裁の方が、事案毎の報酬算定のばらつきが大きく、仮に同一事件が海事仲裁に触れられた場合、裁判とは異なった結果になる可能性が高い。

(6)船舶衝突における責任の分配(船舶衝突法) 抽象的な規範としては、海事仲裁と裁判との間の乖離は存在しないが、明らかに裁判の方が真偽不明の場合の推定を用いるケースが多く、仮に同一事件が海事仲裁に触れられた場合、裁判とは異なった結果になる可能性が高い。

以上を踏まえると、当事者の行動の評価に際して専門的な知見あるいは経験が有益である場合(2)(6)、ルール of thumb の運用においては、海事仲裁と裁判との間でかなり大きな差が見られることが分かる。ルールが曖昧で、大幅に裁量に基づいた判断がなされるケース(5)では、その違いは一層顕著になる。逆に、(1)(3)(4)のように、単純な事実認定に基づく純粋法律解釈であれば、両者の差はほとんどない。

また以上の違いは、単なる事実認定の違いに現れるだけではなく、実体法規範の内容にも影響を与える可能性がある。すなわち裁判所の実事認定能力に限界があることを前提に、細かな法律上の推定や rule of thumb による解決を図るルールは、専門的知見・経験に秀でた海事仲裁においては、必ずしも有用ではないことがありうる。ただし、やや意外ではあったが、今回の研究の結果から見る限り、本来は海事仲裁に向かない可能性がある実体法規範であっても、仲裁廷は、中緒論のレベルでは、比較的忠実に裁判規範を適用しているということである。すなわち自己の能力を前提に意図的に、裁判規範とは異なる「望ましいルール」を形成することには非常に抑制的に思われる。このことは今回調査の対象としたロンドン、ニューヨークのいずれにおいても同様に妥当した。

以上のように、各国国内法とは異なった独自の国際的な海事法規範(lex maritima)の

創出に寄与しているのではないかという作業仮説は、一定の範囲では成り立つことが分かったものの、本研究で扱った範囲では、抽象的な規範のレベルではそれほど顕著ではない。ただしイギリス、アメリカにおける海事仲裁特有の現象である可能性も否定できないため、大陸法諸国(特に商事裁判所の存在するフランスが興味深い)あるいはアジア諸国(特にシンガポール)における仲裁では異なった結論になるかもしれない。この点の解明は将来の課題である。

また他の分野における仲裁との比較(海事仲裁の独自性)の検討についても、今回は十分に解明できず、残された課題となった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{ 雑誌論文 }(計 8 件)

藤田友敬「2017 年 CMI ジェノヴァ総会・セミナーの概要」海法会誌(復刊 61 号)5-6 頁(2018 年){ 査読無 }

藤田友敬「ハンブルク・シンポジウムの概要」海法会誌(復刊 61 号)79-81 頁(2018 年){ 査読無 }

藤田友敬「日本における運送法・海商法改正の全体的構造」海法会誌(復刊 61 号)82-95 頁(2018 年){ 査読無 }

藤田友敬「海上物品運送」海法会誌復刊 60 号 146 - 157 頁(2017 年){ 査読無 }

藤田友敬「万国海法会第四二回国際会議(ニューヨーク国際会議)について」海法会誌復刊 60 号 15 - 21 頁(2017 年){ 査読無 }

Tomotaka Fujita, Jurisdiction and Arbitration Clauses in Bills Of Lading and Other Sea Carriage Documents in Japan, CMI Yearbook 2016, pp.206-212(2017 年){ 査読無 }

[http://comitemaritime.org/Uploads/Publications/Yearbooks/CMI\\_YEARBOOK\\_2016%20\(1\).pdf](http://comitemaritime.org/Uploads/Publications/Yearbooks/CMI_YEARBOOK_2016%20(1).pdf)

藤田友敬「万国海法会第イスタンブル・コロキウムについて」海法会誌復刊 59 号 5-10 頁(2016 年){ 査読無 }

Tomotaka Fujita, "The Rotterdam Rules in the Asian Region" in Trade Development through Harmonization of Commercial Law (The New Zealand Association for Comparative Law, Volume XIX), 2015, pp.307-312 { 査読無 }

<https://www.victoria.ac.nz/law/research/publications/about-nzacl/publications/special-issues/hors-serie-volume-xvi,-2013/Fujita.pdf>

{ 学会発表 }(計 3 件)

Tomotaka Fujita, "General Structure of the Transport and Maritime Law Reform

in Japan”, Symposium: The Reform of Transport Law and Maritime Law in Japan and Germany, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht (招待講演), 2017年  
Tomotaka Fujita, “Jurisdiction and Arbitration Clauses in Bills of Lading and Other Sea Carriage Documents in Japan”, The 42nd International Conference of Comité Maritime International (招待講演), 2016年  
Tomotaka Fujita, “Indemnities and Guarantees in Maritime Law---Civil Law Approach: Japanese Law”, Global Shipping Law Forum 2015 (招待講演), 2015年

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤田 友敬 (FUJITA, Tomotaka)  
東京大学・大学院法学政治学研究科 (法学部)・教授

研究者番号：80209064

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

( )